

小松島市へ転入された方へ

項 目	小松島市に必要な手続き・用意するもの	場 所	問い合わせ先
印鑑登録	マイナンバーカード・写真付住基カード・運転免許証・パスポートなど、公的機関が発行した写真入りの本人確認書類が必要です。 ※詳細についてはお問い合わせください。	市役所1階 ①番窓口	戸籍住民課 ☎ 32-2112
マイナンバーカードまたは住基カードの交付を受けている方	カードをお持ちのうえ、継続利用の手続きをしてください。また、マイナンバーカードの電子証明書の発行を希望される方は手続きが必要です。		
老人等バス無料優待証	本市に住所を有する満70歳以上の方、障がい者の方(交付規定があります)に発行しています。 ※必要書類等がありますので、詳細についてはお問い合わせください。	市役所1階 ②番窓口	市民環境課 ☎ 32-2132
国民年金の住所変更及び相談	国民年金加入者、年金受給者ともに、原則、住民票の異動に伴い自動で変更されますが、居所登録や送付先変更をしている方は、届出が必要な場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。	市役所1階 ③番窓口	保険年金課 年金担当 ☎ 32-4120
後期高齢者医療への加入	県外から転入の方は、転出地の広域連合が発行する「負担区分等証明書」をご持参ください。その他、「障害認定・特定疾病認定・被扶養者の各証明書」をお持ちの方は、それぞれ提出してください。また、65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方が、新たに後期高齢者医療へ加入される場合は、「障害者手帳」または「障害年金受給が確認できる国民年金証書」などをご持参ください。届出には、マイナンバーと窓口に来られる方の本人確認書類が必要となります(※転出地発行の被保険者証は、転出地へ返却してください)。		
子どもはぐみ医療費助成事業	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療費を助成します(保険診療のみ)。お子様の健康保険証をご持参ください。お子様及び生計の中心となる保護者のマイナンバー、窓口に来られる方の本人確認書類も必要となります(保護者本人が窓口に来られない場合は、別書類が必要になります)。※詳細についてはお問い合わせください。	市役所1階 ④番窓口	保険年金課 医療担当 ☎ 32-4120
重度心身障害者等医療費助成事業	所得制限があります。本人と配偶者及び扶養義務者のマイナンバー・保険証・身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書・窓口に来られる方の本人確認書類等をご持参ください。※詳細についてはお問い合わせください。		
ひとり親家庭等医療費助成事業	所得制限があります。ひとり親家庭で18歳以下の児童と父母等の医療費を助成します。(保険診療のみ。父母等は入院時のみ対象です。児童の外来は自己負担があります。)父母等と児童及び扶養義務者のマイナンバー・保険証・児童扶養手当証書・窓口に来られる方の本人確認書類をご持参ください。※詳細についてはお問い合わせください。		
乳児一般健康診査受診票の交換	転入前の市町村で交付された未使用の受診票をお持ちの方は交換が必要です。未使用の受診票と母子健康手帳をご持参ください。		
国民健康保険への加入	公的機関が発行した写真入りの本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。また、世帯主と加入される方のマイナンバーが必要となります。	市役所1階 ⑤番窓口	保険年金課 国保担当 ☎ 32-2113
介護保険	転入前の住所地で要介護認定又は要支援認定を受けている方、あるいは申請中の方は、転入日から14日以内に受給資格証明書またはマイナンバー、本人確認書類等必要書類をご持参のうえ、要介護認定又は要支援認定の申請をしてください。	市役所1階 ⑦番窓口	介護福祉課 給付・認定・ 地域支援担当 ☎ 32-3507
高齢者向け各種事業	市内に住む高齢者の方を対象に以下の事業を行なっています。 ①緊急通報装置貸与事業 ②家族介護用品支給事業 ただし、上記のサービスを受けるには、それぞれ条件がございます。 ※詳細についてはお問い合わせください。	市役所1階 ⑧番窓口	介護福祉課 地域共生社会推進 担当 ☎ 32-3507
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	住所変更等の手続きを行ってください。手帳、マイナンバー、身分証明書が必要です。		
特別障害者手当・障害児福祉手当受給者	住所変更等の手続きを行ってください。手帳、受給者名義の通帳、マイナンバー、身分証明書が必要です。	市役所1階 ⑨番窓口	介護福祉課 障がい福祉担当 ☎ 32-2279
心身障害者扶養共済加入者	住所変更等の手続きを行ってください。		
市営住宅の同居承認申請書の提出	市営住宅へ入居されている世帯の方と同居される場合は、同居承認申請書を提出してください。(ただし、続柄・所得等の制限があります。)	市役所2階	住宅課 ☎ 32-2120
広報『こまつしま』配布について	毎月5日、広報誌を発刊し、市内全戸に配布しています。徳島新聞に折り込み配布していますが、徳島新聞以外を購読もしくは新聞を購読されていない方々につきましても、徳島新聞専売所専売員により各ご家庭に配布しております。また、お近くの公共施設や商業施設、コンビニエンスストアにも配置しています。配置施設については市ホームページをご覧ください。	市役所3階	秘書広報課 広報担当 ☎ 32-3812

項目	小松島市で必要な手続き・用意するもの	場所	問い合わせ先
児童手当	児童手当認定請求の手続きをしてください。受給者名義の振込口座・マイナンバー・身分証明書等が必要です。	市役所1階 ⑩番窓口	児童福祉課 こども家庭支援室 ☎ 32-2114
児童扶養手当	児童扶養手当受給者は住所変更の手続きをしてください。手当証書、受給者・対象児童・扶養義務者のマイナンバー、受給者の身分証明書が必要です。面談があります。		
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当受給者は手当証書をご持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。 ※詳細については、お問い合わせください。		
ひとり親相談	ひとり親家庭の相談を行っています。		
家庭児童相談	児童相談を行っています。		
とくしま在宅育児応援クーポン	前住地でクーポン交付済の場合：クーポンの残余を小松島市のクーポンに交換します。前住地でクーポン交付未申請の場合：下記の対象児童に限り、申請を受付します。対象児童：令和5年3月31日までに出生した0歳から2歳までの児童 ※所得・保育要件あり。詳細については、お問い合わせください。		児童福祉課 子ども・子育て支援担当 ☎ 32-2114
保育所(園)・認定こども園・幼稚園に入所・入園しているお子様がいる方	広域利用等の手続きが必要な場合があります。必要書類はご家庭の状況により異なりますので、お問い合わせください(1号の場合、学校課へ。2・3号の場合、児童福祉課へ)。		児童福祉課 保育所担当 ☎ 32-3818
小・中学校の転入手続き	小松島市内の小・中学校に転入する児童・生徒の保護者の方は、住民異動を行った後、前就学校の①在学証明書、②教科用図書給与証明書をご持参のうえ、教育委員会学校課で転校手続きをしてください。		教育委員会学校課 ☎ 32-3811 [住所]小松島町字新港9番地の19
予防接種	定期予防接種について、公費負担をしています。必要な予診票をお渡ししますので今までの接種状況について連絡してください。	保健サービス・相談についての お問い合わせは 保健センター ☎ 32-3551 [住所]小松島町字新港9番地の10	
風しんの抗体検査・予防接種クーポン券	対象は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性の方です。本人確認書類と転入前の市町村で交付されたクーポン券(交付されている方のみ)をご持参ください。また、転入前に検査、予防接種をお受けになっている場合は保健センターまでお知らせください。		
母子保健サービス	妊娠の届出(母子健康手帳の交付)、マタニティクラブ、妊産婦相談、乳幼児相談・健診、先天性股関節脱臼検診、家庭訪問(妊産婦、新生児、乳幼児訪問)を行っています。妊娠の届出にはマイナンバーと本人確認書類が必要です。4か月未満のお子さんのいる方は連絡してください。		
妊婦一般健康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査受診票の交換	転入前の市町村で交付され、未使用の受診票をお持ちの妊婦さんは交換が必要です。未使用の受診票と母子健康手帳をご持参ください。		
成人保健サービス	健康相談、健康講座、訪問指導(生活習慣病など)を行っています。		
各種検診(がん検診・骨検診)	20歳以上の女性及び40歳以上の方に対するがん検診、18歳以上の方に対する骨検診を行っています。転入前の市町村で、今年度がん検診等を受診されていない方はお問い合わせください。		
がん検診無料クーポン券の交換	転入前の市町村で交付された未使用の子宮頸がん検診無料クーポン券、乳がん検診無料クーポン券をお持ちの方はお問い合わせください。		
若年者に対するヘリコバクター・ピロリ抗体検査受診券の発行	今年度中に16歳に達する(高校1年生相当)の方に、市内協力医療機関において無料でヘリコバクター・ピロリ抗体検査ができる受診券を発行します。 ※詳細についてはお問い合わせください。		
健康に関する相談	保健師、管理栄養士、助産師が健康に関する相談をお受けしています。		→ 案内専用電話 ☎ 33-2581
休日診療所	日曜、祝日の休日診療及び夜間診療については市内の医療機関が輪番制で行っています。		
ごみ収集	ごみは正しく分別し、朝8時30分までに指定袋に入れて出してください。ごみを出す場所については、ご近所の人にお尋ねください(新築の場合は、環境衛生センターまでご連絡ください)。詳細については、本庁総合案内または環境衛生センターにて配布しております「家庭ごみ収集日程地区割表」及び冊子「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。また、市ホームページでもご覧いただけます。	環境衛生センター ☎ 32-8290 [住所]芝生町字花谷3番地	
し尿処理	環境衛生センターへお問い合わせください。		
水道	使用開始の申込みをしてください。使用場所、契約者名、連絡先、使用開始日、支払方法を、概ね使用開始の7日前までにご連絡ください。	水道部 ☎33-2207 ☎ 32-6188 [住所]田浦町字中西103番	
小松島市社会福祉協議会 地域包括支援センター	おおむね65才以上の高齢者についての心配事や、悩みを抱える家族、介護者、本人であればどなたでも相談できます。 ※相談料は無料です。	小松島市社会福祉協議会 地域包括支援センター ☎ 33-4040 [住所]横須町11番7号	